

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成25年2月12日まで縦覧に供する。

平成24年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成24年12月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人あすなる会

香川 アケミ

観音寺市流岡町1021番地18

3 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）に対して、社会参加に関する事業を行い、障害者（児）福祉に寄与することを目的とする。